

参 考 资 料

(あて先) 櫃原市長

住 所

氏 名

公共施設の引継申請書

年 月 日第 号により許可されました開発行為に関する公共施設の工事が完了しましたので、別紙関係書類添付のうえ公共施設の引き継ぎを申請いたします。

記

●開発行為の所在地

●開発行為地の面積

●開発者の住所氏名

●添 付 書 類

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|-------------|
| 1. 公共施設明細書 | 1. 帰属する土地の表示 | |
| 1. 印鑑証明書 | 1. 登記承諾書 | 1. 登記原因証明情報 |
| 1. 地積測量図 | 1. 地籍図 | |
| 1. 登記簿謄本（登記事項証明書の全部事項証明） | | |
| 1. 開発行為及び公共施設の検査済証（写） | | |
| 1. 工事写真（奈良県 土木工事施工管理基準 写真管理基準による） | | |
| 1. 別表（引き継ぎする公共施設別の添付書類について） | | |
| 1. その他（誓約書、CADデータ等、市長が必要とするもの） | | |

※公共施設の引継申請書は、検査時までには必ず提出してください。

※工事写真は、公共施設ごとに分けて提出すること。

※検査済証（写）については、交付後速やかに提出すること。

公 共 施 設 明 細 書

No.	種類		概要			材料品質	摘要
	名称	場所 起点 終点	幅又は径	延長	面積		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別表（引き継ぎする公共施設別の添付書類について）

調 整 池		
項目	備考	データ様式
排水ポンプの操作マニュアル		PDF

公 園		
項目	備考	データ様式
遊具等の品質証明書	構造計算や使用材料がわかるも	PDF
遊具等の保証書		原本
公園施設図等		PDFおよびdxf
公園施設調書	【別紙1】	PDF
占用物一覧表	【別紙2】	PDF
占用物件位置図		PDF
公共料金支払い一覧表	【別紙3】	PDF
自治会等との協議簿		PDF
備品一覧表	【別紙4】	PDF

開発事業に関する協定書

参考

檀原市開発指導要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定により、檀原市（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、乙が行う下記の開発事業（以下「開発事業」という。）に関し、異議なく協議が成立したので、次のとおり協定する。

記

開発区域の所在地 檀原市
開発区域の面積 〇〇. 〇〇m²
建築物の用途 〇〇

第1条 乙は、甲に提出した開発事業事前協議最終案のとおり開発事業を行う。

2 乙は、甲の開発事業に係る指示事項（別紙）を遵守するとともに、檀原市開発指導要綱、檀原市開発指導基準及び奈良県開発許可制度等に関する審査基準集(技術基準編)並びに都市計画法等の関係法令に基づき、開発事業を行う。

第2条 開発事業に係る紛争が生じた場合は、乙が一切の責任をもって処理する。

第3条 甲及び乙は、開発事業に関し特記事項として次に掲げる事項を遵守する。

特記事項

この協定書の有効期限は協定成立の日から1年間とする。

1年を経た日以後に、乙がこの開発事業の都市計画法第29条の許可を申請しようとする場合は、再度、甲と協議をおこなうものとする。

第4条 開発事業事前協議最終案及び協議事項の変更並びに本協定書に定めのない事項については、要綱の趣旨に基づき、甲乙協議の上、処理するものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 檀原市八木町1丁目1番18号
氏 名 檀原市長 亀田 忠彦 印

乙 住 所
氏 名 印

公共施設の用に供する土地の帰属 及び公共施設の管理に関する覚書

参考

檀原市（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、乙が行う次頁に示す開発事業（以下「開発事業」という。）により設置される公共施設の用に供する土地（以下「公共施設用地」という。）の帰属及び公共施設の管理について、都市計画法（以下「法」という。）第32条の規定及び檀原市開発指導要綱（以下「要綱」という。）に基づく協議が成立したので、甲乙との間において、次のとおり覚書を締結する。

記

第1条 乙は、甲との開発事業に係る協議事項を遵守し、開発事業事前協議最終案のとおり公共施設の整備を行う。

第2条 乙は、法第40条の規定及び要綱に基づく協議により、甲に帰属することとなった公共施設用地を、法第36条第3項の規定に基づく完了公告の日の翌日をもって甲に無償により譲渡する。

2 乙は、公共施設用地を甲に無償により譲渡するために甲が必要とする書類を、法第36条第2項に規定する検査済証の交付を受ける日までに甲に提出するものとする。

第3条 公共施設の管理については、法第39条の規定に基づき、前条の公共施設用地が帰属されるまでの間は乙が行い、帰属された後は甲が行うものとする。ただし、当該公共施設のうち、道路にあっては、帰属後においても甲が市道または市管理道路として引継ぎする（建物建築戸数約80%以上完成）まで乙が管理を行うものとする。

2 乙は、前項の管理引継ぎを行う前に甲の検査を受け、補修又は改良の必要なものについては、直ちに乙の費用負担にて、その補修又は改良を行うものとする。

第4条 この覚書に定めのない事項については、要綱の趣旨に基づき、甲乙が協議の上処理するものとする。

以上のとおり覚書を締結した証として、この証書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 檀原市八木町1丁目1番18号
氏 名 檀原市長 亀田 忠彦

印

乙 住 所
氏 名

印

開発区域の所在地 檜原市〇〇
 開発区域の面積 〇〇. 〇〇m²
 建築物の用途 〇〇

公共施設

- 1. 道 路 〇〇. 〇〇m²
- 2. 排水施設
 - 雨水管 FRP φ 300 L = 33.05 m
 - 汚水人孔 φ 900 4基
 - 汚水本管 PRP φ 200 L = 95.70 m
 - 宅内汚水桝 φ 200 10箇所
 - 汚水取付管 VU φ 150 L = 24.70 m
- 3. 公 園 〇〇. 〇〇m²
- 4. 〇〇〇〇 〇〇. 〇〇m²

帰属する公共施設用地

土 地 の 標 示				土 地 所 有 者 の 名 住 所 及 び 氏 名	帰 属 する 公 共 施 設 用 地 の 面 積
町 名	地 番	地 目	公 簿 面 積		
〇〇町	〇〇番〇		〇〇. 〇〇m ²		〇〇. 〇〇m ² ()
〇〇町	〇〇番〇		〇〇. 〇〇m ²		〇〇. 〇〇m ² ()

特記事項

開発工事完了後生じた施工上の誤差については、甲乙共にこれを受認し意義を申し立てない。

開発事業事前協議の流れ

1. 事前相談

(奈良県又は中和土木事務所※Ⅰ及び橿原市 開発事業関係課※Ⅱ)



2. 開発事業事前協議申請書の提出

(建築安全推進課へ開発事業事前協議申請書を6部提出すること。)

(利害関係のある住民と協議を終えていること。別紙「関係住民と協議すべき事項」参照。)



3. 開発事業関係課との協議※Ⅱ



4. 開発事業事前協議書の締結

(協議内容により事前協議書締結なしの場合あり。)



5. 開発事業事前協議申請書の最終案及び開発行為許可申請書の提出※Ⅲ



6. 協定書・覚書の締結(要綱第4条第2項・第20条第3項)及び開発行為許可申請書の経由※Ⅳ

(開発事業事前協議の完了＝都市計画法第32条協議の完了)

※Ⅰ相談事項：奈良県開発許可制度等に関する審査基準集(技術基準編)並びに都市計画法等の関係法令について

開発区域が1,000㎡以上の場合は奈良県、1,000㎡未満の場合は中和土木事務所となります。

※Ⅱ相談事項：橿原市開発指導要綱及び指導基準について

別紙「開発事業に係る協議及び相談事項の主管課(開発事業関係課)」参照

※Ⅲ同時に公開標識の写真や締結した協議書の写しを提出してください。

※Ⅳ橿原市における経由標準処理日数は14日程度(但し土日祝日等及び補正に要する日数は除く)

開発行為許可申請書は橿原市で受付し、奈良県又は中和土木事務所での許可となります。

関係住民と協議すべき事項

要綱第5条及基準第3の利害関係者（関係住民）の協議については、下記を参考とすること。

（1）地元代表者との協議

下記の内容について、橿原市が指示する地元の代表者及び水利関係の代表者に説明・協議すること。

ア 説明事項

1. 開発計画及び事業計画について図面（市提出図面と同じもの又はその縮小図面）を提出し説明すること。
2. 工事期間、進入路、安全対策、工事に伴う周辺建築物への影響等について資料提出（進入路図面・ガードマン配置図・防護柵設置図・工事事務所位置図・工事現場体制等）し説明すること。
3. 日照、電波障害、駐車場計画及び交通安全対策等について資料提出（影響範囲の根拠図面・駐車場配置図等）し説明すること。

イ 協議事項

周知すべき範囲や周知方法、周知時期については地元の代表者と協議すること。但し、隣接者との協議は（2）によること。

（2）隣接者との協議

開発事業事前協議の申請までに、開発事業について十分説明し、理解を得られるよう協議すること。また、事前協議完了後においても継続して協議が必要な場合は、今後の方針について協議経過報告書（様式第3号）に記載すること。

なお、隣接者とは、公図（一部地の場合でも、その地番全域を開発区域とみなす）上、接している土地の地権者もしくは住民とする。ただし、隣接地が里道や水路等の場合は、その部分の反対側の境界線までを開発区域とみなす。

（3）通学・通園についての協議

橿原市が指示する関係学校等に工事期間、進入路、安全対策、工事に伴う周辺建築物への影響等について資料（進入路図面・ガードマン配置図・防護柵設置図・工事事務所位置図・工事現場体制等）を提出し説明すること。

（4）その他の利害関係者との協議

上記の他、橿原市が指示する者及び協議が必要と思われる者と協議すること。

（5）協議報告（指定の様式に別紙と記載したうえで、任意の様式で取りまとめても可） 事前協議完了後に予定している協議及び説明会等についても、経過報告すること。

ア 協議経過報告書に記載すべき内容

協議先名及びその住所氏名、連絡先

協議した日時及び場所、出席者名（地元側及び開発者側）

説明内容・協議先要望事項及びそれに対する回答又は対応策

イ 協議経過報告書に添付すべき図書

協議先へ提出した資料・図面等

開発事業に係る協議及び相談事項の主管課（開発事業関係課）

協議及び相談事項	主 管 課	
開発行為等許可申請・建築確認申請・建設リサイクル法・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例・建築物省エネ法	建築安全推進課	
市道路に関する許認可（掘削占用・形状変更・明示等）・公共施設の帰属手続き・道路建設・橿原市の管理する法定外公共物（里道、水路等）・交通安全施設	建設管理課	
河川・排水路・管路敷・調整池・街路事業	道路河川課	
公園・緑地・屋外広告物・景観・風致・歴風・自然環境・生産緑地	公園緑地景観課	
都市計画（都市計画道路・都市計画区域等）・国土法公拓法・駐車場法・区画整理・地区計画・交通関係	都市計画課	
上水道	上水道課	
公共下水道（污水）	下水道課	
農業振興地域・農業水利・農道	農政課	
大規模小売店舗立地法	企業立地推進室	
農地転用	農業委員会事務局	
防犯灯	市民協働課	
集会施設の用地	資産経営課	
公害対策	環境政策課	
ゴミの搬入・処理	環境施設課	
ゴミの収集	収集業務課	
尿尿の汲み取り・浄化槽	資源循環課（浄化センター）	
保育所	こども未来課	
通学路・通園路	教育委員会	学校教育課
学校		教育総務課
文化財の保護	文化財保存活用課	
防火水槽	危機管理課	